

こともよく知られている。なぜ、望ましい課税権の配分方法として長らく知られながら現実に採用されることはなかったのか、その理由の一端がここにある。

以上のOECDの3つの選択肢の中では、定式配分の導入がもつともラディカルである。PE概念と移転価格税制における独立企業原則の完全な放棄を意味するからである。したがって当初から、この選択肢が採用される見込みは薄いと考えられていた。もつともOECDは、定式配分の採用に強く反対する立場をとっていたので、彼らがこれを選択肢として掲げたこと自体、大きな驚きであった。定式配分が少なくとも議論の正式な俎上に上ったことは、OECDの立場の明確な方向転換を指し示す証拠だと考えてよいだろう。

2 OECDによる新しい国際課税ルールの提案

「統合提案(Unified Approach)」の内容

OECDは、3つの選択肢に対する世界中からのコメントを踏まえ、2019年10月にデジタル課税に関する統合提案を新たな公開協議文書として示した(「第1の柱」OECD 2019b)。彼らはまず、3つの選択肢の共通要素をくくり出し、それらを新しい提案の基礎とすることを謳

っている。

具体的には、(1)高度にデジタル化され、遠隔運営が可能で、しかも利益率のきわめて高いビジネス(OECD(2020a)によれば、ここに含まれるのは「自動化されたデジタルサービス(Automated Digital Services: ADS)」と「対消費者ビジネス(Consumer Facing Businesses: CFB)」である。ADSの具体例としてオンライン広告、利用者データの販売や譲渡、オンライン・サーチエンジン、ソーシャルメディア・プラットフォーム、オンライン仲介プラットフォーム、デジタルコンテンツサービス、オンラインゲーム、標準化されたオンライン教育、クラウドコンピューティングが含まれる一方、個別仕様の専門サービスやオンライン教育サービス、ADS以外の製品・サービスのオンライン販売、「モノのインターネット(Internet of Things: IoT)」を通じてネットワーク接続しているか否かにかかわらず物品販売からえられる収入、そしてインターネット接続を提供するサービスは除かれる。CFBは字句通り、消費者に対して直接的に製品・サービスを販売するビジネスを指し、原材料や半製品などの販売は除かれる)への課税権の一部を、消費者の居住国(OECDの用語法では「市場法域(market jurisdiction)」に移す、(2)消費者居住地国における恒久的資産の存在を前提としない新たな「ネクサスルール」(その国の課税権の有無を判定するルールのこと。「ネクサス」とは、そのための「とっかかり」といった意味である。現在ならばそれは恒久的施設の有無になる)の形成、さらに、(3)課税権

ステップ(a)	多国籍企業のグローバル利益	
ステップ(b)	非通常利益(残余利益)	通常利益
ステップ(c) 課税利益A	「マーケティング無形資産」による利益貢献分	「営業無形資産」による利益貢献分
ステップ(d)	A国	B国 C国 D国 E国

[出所]筆者作成。

図5-1 OECD デジタル課税提案における課税権の配分

の国家間配分において、移転価格税制における独立企業原則を超える新しい原則を模索、といった3点を掲げている。

これら3点について、OECDが出した回答は次のようになる。第1に、新しい国際課税ルールの適用を、高度にデジタル化した対消費者ビジネスに適用する(→イギリス提案の反映)。第2に、物的な意味での恒久的施設に依存しない、しかし基本的には「売上高」に依存する新しいネクサスを創出する(→イギリス提案の反映)。そして第3に、現行の独立企業原則に立脚した移転価格税制を保持しつつ、無形資産投資が生み出す収益に対しては、定式配分ベースの解決法で補完する(→アメリカ提案、および新興国提案の反映)。

以上のように、OECDの統合提案は、3つの選択肢に組み込まれていた要素をうまく統合しつつ、1つの提案に仕上げている。だが、そのベースとなっているのは、アメリカ提案である。統合提案では、デジタルビジネスにおける無形資産投資が生み出す利益に対し、どのように国家間で課税権を配分すべきかが提示され

ている。それは、次のような手続き的なステップを踏んで行われる(図5-1参照)。

- ステップ(a) まず、多国籍企業のグローバル利益を確定させる。
- ステップ(b) 次に、多国籍企業のグローバル利益は、有形資産投資からえられる「通常利益(routine profit)」と無形資産投資からえられる「非通常利益(non-routine profit)」とに分けられる。後者は、グローバル利益から通常利益を差し引いたものに等しいので、「残余利益(residual profit)」とも呼ばれる。
- ステップ(c) 「残余利益」が確定すれば、それを「マーケティング無形資産」による貢献分と、「営業無形資産」による貢献分とに分割する。前者が、消費者の居地国(「市場法域」)に配分される利益部分となる(Amount A「課税利益A」)。
- ステップ(d) マーケティング無形資産による利益貢献分が確定したら、それをさらに、当該多国籍企業が事業を展開する国々で分割する。分割する際の指標としては「売上」が採用される。例えば、ある多国籍企業が5か国で事業展開しているとして、A国での売上が総売上のうち20%を占めているとすれば、消費者の居住地国に配分されるべき利益部分全体のうち、A国に20%分を割り当てる。こうし

て、A国に帰属する課税権が確定する。

OECD「統合提案」の意義

以上の統合提案は、現行の国際課税ルールからの大きな飛躍を示す点で画期的だ。この提案によれば、まず多国籍企業のグローバル利益を確定し、そこから上記のステップを踏んで、まるでケーキにナイフを入れて分割していくように利益を分割して各国の課税権を確定させるトップダウン方式に大幅に変わる。これはかつて、ミシガン大学法科大学院教授のアヴィ＝ヨナラが提案した方式を拡張したものである(Avi-Yonah et al. 2009; Avi-Yonah and Clausing 2019)。

依然として、通常利益に対しては現行の移転価格税制が適用されるものの、OECDがこれまで拒否してきた定式配分の要素を含む、新しい国際課税ルールを彼ら自身が提案したことの意義はきわめて大きい(第6章参照)。もともと、上記ステップ(b)で残余利益を算出し、通常利潤と切り分けることや、ステップ(c)で残余利益をさらに、「マーケティング無形資産」による貢献分と「営業無形資産」による貢献分とに厳密に切り分ける計算を行うことは、理論的にはともかく、実行可能性に難がある。

そこでOECDの議論では、営業利益率が10%を超える利益部分を、残余利益と定めるよう

である。OECDの推計によれば、これは、世界で780の多国籍企業グループを課税対象企業に含むことになるという。彼らは「国別報告書」(Country by Country Report: CbCR)の提出を義務づけられている多国籍企業グループのうち約35%を占め、課税対象となる残余利益の総額は5100億ドル(約53兆円)に上るとしている(OECD 2020a)。また、残余利益のうち「マーケティング無形資産」による貢献分は、一律20%とする案が本書執筆時点では有力なようである。同様にOECDの推計によれば、営業利益率10%を超える利益部分を残余利益と定め、さらにそのうち20%が「マーケティング無形資産」による貢献分だと定める場合、デジタルサービスの消費者居住国に配分される課税利益は、980億ドル(約10兆円)に上るとされている(OECD 2020a)。

統合提案のもう1つの特徴として、上記ステップ(d)で、多国籍企業のグローバル利益を最終的に消費者の居住国同士で分割する際に、「売上高」の各国間比率を指標として採用している点が挙げられる。なぜ指標として資産や雇用など、他にもさまざまな可能性がある中で、売上高を採用したのだろうか。

OECDでのデジタル課税案設計の責任者であるパスカル・サンタマンOECD租税政策・税務行政センター局長との懇談の機会にこの点を直接確認したところ、他の配分要素を採用し

た場合、各国間で一種の租税競争が起きることを懸念しており、そうした問題をもつとも生み出しにくい指標として売上が採用されたとのことであった。

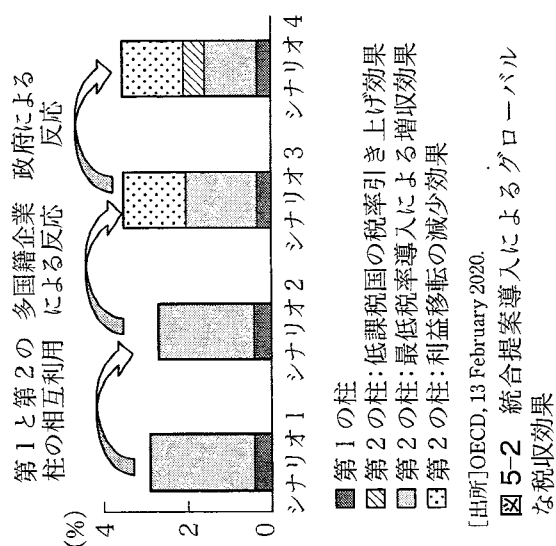
これは、アメリカの州レベルの法人税で実際にそうした州間租税競争が引き起こされたことを念頭に置いての発言と思われる。アメリカの州レベルの法人税では、自州が課税権を有する利益の確定のため、定式配分を採用している。当初、この定式における配分要素は「資産」、「賃金」、「売上」3つで、それぞれのウェイトは3分の1ずつの均等であった。

しかし、資産や賃金に課税することで自州への工場立地や雇用拡大に悪影響をもたらすと懸念した各州の課税当局は、徐々に配分公式における資産や賃金のウェイトを下げ始め、さらにそれが州間での租税競争を引き起こしたことで、例えばミシガン州では1999年以降、ついに資産と賃金の比率が5%と無視しうる水準に低下し、逆に、売上比率は90%に高まって極端な売上高シフトとなった(Bean 2003)。

OECDのデジタル課税提案で、課税権を売上要素のみに基づいて各国に配分しようとしているのは、「資産」や「雇用」を考慮すれば、アメリカの州間と同様の租税競争が国家間で起きかねないと懸念したためだ。最初から売上のみを配分要素とすることで、租税競争を未然防止するのがOECDの狙いであろう。

OECD提案は失われた税収をどれほど取り戻せるのか

OECDは2020年2月13日に、統合提案に基づく「第1の柱」とグローバル最低税率に関する「第2の柱」が実現する場合の税収影響を経済分析した結果を公表した(OECD, *Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy: Update on the Economic Analysis & Impact Assessment*, 13 February 2020)。この分析の基礎となるデータは、200



か国以上、2万7000を超える多国籍企業グループをカバーしている。それによれば、改革の結果として世界全体で法人税収が約4%増加し、増収総額は1000億ドル(約10.6兆円)に上るといふ。また、こうした増収は先進国だけでなく、中・低所得国にも同様にもたらされるという。これは、第3章で紹介した税収損失のすべてではないにしても、そのうちある程度を取り戻せることを示している。

図5-2は、OECDによる経済分析の結果を図示したものである。こうした試算を行うためには、図5-1で示された課税利益をそれぞれどのように算出するか、前提を決めておかなければならない。この点でOECD試算は、統合提案に立脚している。まず「残余利益」は、多国籍企業のグローバル利益から通常利益を差し引いたものになる。OECDの試算では統合提案通り、通常利益は多国籍企業グローバル利益の10%と設定されている。課税利益A(消費者の居住地国に配分される利益部分)についても、統合提案に基づいて残余利益の20%と設定されている。最後に、各国に配分される課税利益はその多国籍企業の総売上高のうち、当該国での売上高が占める比率で決定される。

以上の前提に基づく試算結果では、「第1の柱」よりも「第2の柱」の方が税収効果が大きくなることが示されている。さらに興味深いのは、この図が単に「第1の柱」と「第2の柱」を導入した結果だけでなく、それらに対する多国籍企業や低課税国の行動変化をも織り込んだ推計結果を示している点である。

左から順にみていくと、図5-2のシナリオ1では「第1の柱」と「第2の柱」の両方が導入された状態での税収効果が示されている。図4-1でいうと、税率がDOからAOに引き上げられ、同時に課税ベースがOFからOCに引き上げられた時、その増収効果は、前者による

ABHDの面積に、後者によるGBCFの面積を加えた合計の面積に相当する。シナリオ2では、両者の効果のうちダブルカウントとなっている部分(図4-1のGBHEの面積)を差し引いた純粋な税収効果が示されている。これに対してシナリオ3では、多国籍企業が統合提案の実施に反応して、意義のなくなったタックス・ヘイブンへの利益移転を減少させることによる税収効果が示されている。最後に一番右のシナリオ4では、多国籍企業が利益移転を減少させたことで失われた税収を取り戻すべく、低課税国が法人税率を引き上げるために、税収効果の一部が低課税国に移転することを示している。ただし、世界全体としての税収効果はシナリオ3と変わらない。

【コラム】 税収効果を試算する

OECDによる試算は第一次分析として、国別の産業業種別の税収変化の推計には踏み込んでいない。しかし、この点に関する情報がない限り、OECDの目指す改革がその目的を達しているのかどうかを評価することができない。この点では、シンクタンクTax Analysts首席エコノミストであるマーティン・サリバンによる、アメリカ多国籍企業を対象とした「第1の柱」に関する税収効果の試算結果が参考になるので、ここで紹介しておこう(Sullivan 2020)。